後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書 (案)

後期高齢者の保険料軽減特例は、制度の円滑な運営を図る観点から政令本則に規定された軽減に加えて導入されました。2008年度以降、国の予算措置により継続されていますが、8年を経過し制度としてすでに定着しています。本県の後期高齢者医療広域連合の2016年度予算では、低所得者約23万6千人、元被扶養者約2万7千人が特例の対象者となっています。

国においては、2015年1月13日に開催された社会保障制度改革推進本部において、 医療保険制度改革骨子が決定され、「後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)の見直し」 が盛り込まれました。その中で、保険料軽減特例については「段階的に縮小」し、「平成 29年度(2017年度)から原則的に本則に戻す」ことが示されました。

今回の保険料軽減特例の見直しは、低所得者における保険料負担の大幅な増加につながるものであり、年金の段階的引き下げや、生活必需品の値上がりなどにより、後期高齢者を取り巻く環境が極めて厳しい状況であることを考え合わせると、安心して医療を受けるためには保険料軽減特例を継続することが必要です。

よって政府において、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度とするよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 月 日

茨城県議会議長 小川 一成

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長